【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年4月14日提出

【計算期間】 第4期(自 平成25年7月18日至 平成26年1月17日)

【ファンド名】 為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2012-01

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 俊之

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 田中 利幸

【連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【電話番号】 03-3516-1432

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、高格付(取得時において、A格相当以上を基本とします。)のユーロ円建て 債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

募集上限額

ファンドの募集上限額は100億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信/海外/その他資産(通貨)/特殊型(条件付運用型)」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域		投資対象資産 (収益の源泉)		補足分類
単位型投信	国	内	株	式券	インデックス型
	海	外	不動産	E投信	
追加型投信	内	外	その他資産 (通貨) 資産複合		特 殊 型 (条件付運用型)

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
- 1				

	1	I	有価証券報告書(内国
株式 一般	年1回	グローバル (日本を除く)	ブル・ベア型
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回		
債券 一般	年6回	北米	条件付運用型
公債	(隔月)	区欠州	
社債 その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		ロング・ショート型 /絶対収益追求型
()		オセアニア	
 不動産投信	日々	 中南米	
7 0 11 777	その他		その他
その他資産 ()	()	アフリカ 	()
		中近東	
資産複合 ()		(中東)	
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型 			
	1		

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

「商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産 とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資 収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の 投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複 数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをい う。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第 2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4 の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目 指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要 と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属 性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場 合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する 場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載が あるものをいう。
 - 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記 載があるものをいう。

(2)債券

- 一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主と して投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資す る旨の記載があるものをいう。
- その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主とし て投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の 「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対し て明確な記載があるものについては、上記 から に 掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記 することも可とする。
- (3)不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組 入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、

組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組 入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもし くは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせて いる資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (1)年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分(重複使用可能)》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の 中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く アジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ 地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中 近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の 資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨 の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをい う。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。 《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、 積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動 (一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものを いう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な 仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、 収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる 一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場 に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくは ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す 旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 信託期間は約5年(平成24年1月31日から平成29年1月17日まで)です。
- 高格付(取得時において、A格相当以上を基本とします。)のユーロ円建て債券を主要投資対象とします。
 - 満期債適時に元本確保を目指します(元本確保とは、満期債適時に投資元本を確保することを 指します。)。ただし、途中換金時には投資元本は確保されません。満期償適日の償適価額は、投 資元本に最終計算期間の分配相当額を加算した価額となることを目標とします。
 ※満期債益価額には、信託期間中に留保された現金資産が加算される場合があります。
 - 投資対象とするユーロ円建て債券は、米ドル/円為替レートはの水準に応じてクーポンが決定される仕組みとなっており、分配額が以下のようになることを目指します。
 - (1) 分配額判定日注2の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替注3より円安米ドル高の場合(分配額判定為替と同一の場合を含みます。)は、当該分配額判定日の直後の決算日において以下に定める高位の目標分配額注4をお支払いすることを目指します。高位の目標分配額は、設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に設定日に決定します。
 - (2)分配額判定日の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替より円高米ドル安の場合は、当該分配額判定日の直後の決算日において以下に定める低位の目標分配額をお支払いすることを目指します。

| 高位の目標分配額 | 高位の目標分配額 | 一部 | 6期 | 630~約100円(1万口当たり、税引前) | 低位の目標分配額 | 10円(1万口当たり、税引前)

- ※高位の目標分配額は平成23年12月16日現在の市沢環境に基づいた試算です。
 ※目標分配額は、組入れたユーロ円建て債券の発行体が債務不履行や財務状況の悪化等に陥らず、当初予想通りの運用成果が得られた場合のものです。したがって、分配額を保証するものではありません。
- 注1 原則として、東京時間午後3時におけるロイター画面「JPNU」に表示される米ドル/円為替相場(1米ドルに 対する円の価値)の仲値(売値と質値の平均値(小数点以下第3位切捨て))とします。
- 注2 平成24年から平成28年までの、6月及び12月の各月の15日 (休業日の場合は翌営業日) とします。
- 注3 当初為替(平成24年1月31日、平成24年2月1日及び平成24年2月2日における米ドル/円為替レートの平均 値(小数点以下第3位切捨て)とします。)に対して5円円高米ドル安の為替レートとします。
- 注4 設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に委託会社が定める各計算期間における1万口当たりの 収益分配金の目標額をいいます。目標分配額は、信託期間中、原則として変更することはありません。
- ※上記日付は、国民の祝日に関する法律(祝日法)の改正等により委託会社の休業日に該当することとなった時は 変更になる場合があります。
- ユーロ円建て債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 設定当初に組入れたユーロ円建て債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続 保有し、銘柄入替を行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円建て債券の発行体の信 用リスクが著しく高まった場合等、投資者のために必要と判断する時は、当該ユーロ円建て債券 を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。

並資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資するユーロ円建て債券について

- 米ドル/円為替レートの水準に応じて、クーポンが決定される仕組みの債券です。
- 償還までの価格は、発行体の信用状況、国内金利、米ドル/円為替レート等の要因により変動しますが、発行体が債務不履行とならない限り、原則として額面での償還となります。
- 費選までの期間は、約4年11ヵ月です。
- ユーロ円建て債券の発行体は、設定日(平成24年1月31日)に次の海外の金融機関から1社を選定します。

発行体				
パークレイズ・パンク・ピーエルシー	モルガン・スタンレー			
ピー・エヌ・ピー・パリパ	SGAソシエテ ジェネラル アクセブタンスN.V.			
クレディ・スイス AG	コービーエス・エイ・ジー			

- ユーロ円建て債券の発行体の破綻や財務状況の悪化、及び発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の 影響により、ユーロ円建て債券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。 このような場合には、ファンドの基準価額が大幅に下落し、大きな損失を被ることになります。
- ユーロ円建て債券の発行体の選定においては、「S&P(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ)」または「Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)」が付与した信用格付を使用します。これらは、金融商品取引法に基づいた信用格付業者の登録を受けておりません。

途中換金

平成24年3月から平成28年12月までの各月10日 (休業日の場合は翌営業日) のみ換金申込受付日として換金できます。その他の日は換金できません。

ただし、投資者に特別の事由(投資者死亡等)が生じた場合においては、毎営業日に換金申込を受付けます(特別換金)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額(注)は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて 得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として9営業日目から販売会社を通じてお支払い します。

(注)適用される換金価額は、組入債券の売却価格(時価)に基づいて算出されるため、投資元本を下回る水準となる 可能性があります。

決定事項のご連絡について

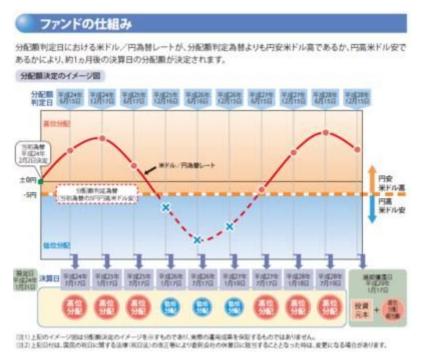
- 委託会社は、設定日(平成24年1月31日)に、その時点での市況環境等を踏まえ、投資するユーロ円建て債券の発行体、ファンドの信託報酬率、高位の目標分配額を決定します。なお、信託報酬率については、設定日の市況環境、投資するユーロ円建て債券の発行体・利回り水準等を総合的に勘案のうえ、決定します。
- 委託会社は、平成24年2月2日に、当初為替、分配額判定為替を決定します。
- 上記の決定事項について、委託会社は開示資料を作成し、販売会社を通じて開示を行います。
- 申込期間中の市況環境等の変動により、目標とする投資成果が見込めない可能性が高まったと委託会社が判断した場合等は、設定日の前日までにファンドの設定中止を決定するとあります。なお、設定日の前日に目標とする投資成果が見込めると判断した場合であっても、ユーロ円建て債券の条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合、あるいは設定後の運用状況、市況環境等によっては、目標とする投資成果が達成できない可能性があります。

追加的記載事項

● 分配金について

米ドル/円為替レートの水準に応じて、年2回、高位/低位の目標分配額をお支払いすることを目指します。



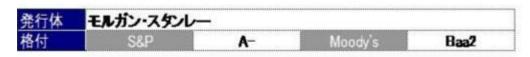


ユーロ円建て債券の発行体、目標分配額等については、以下の通り決定しました。

組入れたユーロ円建て債券 の発行体	モルガン・スタンレー
高位の目標分配額	1万口当たり各期80円(税引前) 〔低位の目標分配額 1万口当たり各期20円(税引前)〕
当初為替	76.18円 平成24年1月31日、平成24年2月1日及び平成24年2月2日における米ドル/ 円為替レートの平均値(小数点以下第3位切捨て)とします。
	《参照した3営業日間の米ドル/円為替レート》 平成24年1月31日 76.19円 平成24年2月 1日 76.22円 平成24年2月 2日 76.14円
分配額判定為替	71.18円 当初為替に対して5円円高米ドル安の為替レートとします。

信託報酬については、後記 4[手数料等及び税金](3)[信託報酬等]をご覧ください。

組入債券格付情報(平成26年2月末日現在)



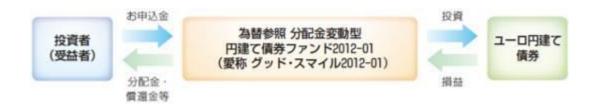
(注 1)S&P および Moody's は、金融商品取引法に基づいた信用格付業者の登録を受けておりません。

(注2)組入れ時におけるユーロ円債の格付は、S&P(A-)、Moody's(A2)でした。

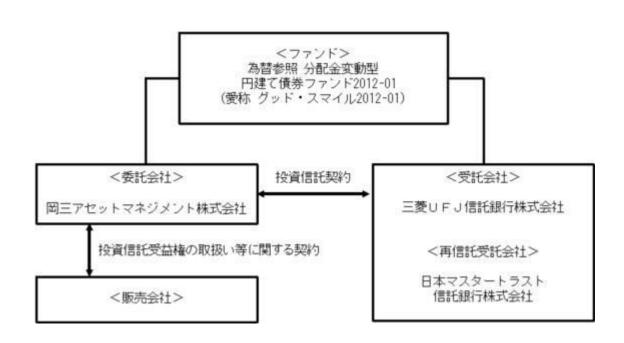
(2)【ファンドの沿革】

平成24年1月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算 (基準価額の計算)、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託 説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告 書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指 図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況(平成26年2月末日現在)

資本金 10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6日 「日本投信委託株式会社」設立 昭和62年 6月27日

第三者割当増資の実施(新資本金 4億5,000万円)

平成 2年 6月30日 第三者割当増資の実施(新資本金 10億円)

平成20年 4月 1日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネ

ジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

高格付(取得時において、A格相当以上を基本とします。)のユーロ円建て債券を主要投資 対象とします。

b 投資態度

- イ. 主として、高格付(取得時において、A格相当以上を基本とします。)のユーロ円建て債券 に投資し、償還価額が投資元本に最終計算期間の分配相当額を加算した価額となることを目 標とします。
- ロ. 投資対象とするユーロ円建て債券は、米ドル/円為替レート^{注1}の水準に応じてクーポンが決 定される仕組みとなっており、分配額が以下のようになることを目指します。

分配額判定日^{注2}の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替^{注3}より円安米ドル高の場合(分 配額判定為替と同一の場合を含みます。)は、当該分配額判定日の直後の決算日において高 位の目標分配額^{注4}をお支払いすることを目指します。高位の目標分配額は、設定当初に組入 れたユーロ円建て債券の条件を基に設定日に決定します。

分配額判定日の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替より円高米ドル安の場合は、当該 分配額判定日の直後の決算日において低位の目標分配額をお支払いすることを目指します。

「米ドル/円為替レート」は、原則として、東京時間午後3時におけるロイター画面 「JPNU」に表示される米ドル/円為替相場(1米ドルに対する円の価値)の仲値(売値と 買値の平均値(小数点以下第3位切捨て))とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 注2 「分配額判定日」は、平成24年から平成28年までの、6月および12月の各月の15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 注3 「分配額判定為替」は、当初為替(平成24年1月31日、平成24年2月1日および平成24年2月 2日における米ドル/円為替レートの平均値(小数点以下第3位切捨て)とします。)に対 して5円円高米ドル安の為替レートとします。
- 注4 「目標分配額」は、設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に委託会社が定める 各計算期間における1万口あたりの収益分配金の目標額をいいます。設定日に決定された 目標分配額は、信託期間中、原則として変更することはありません。

なお、上記日付は、国民の祝日に関する法律(祝日法)の改正等により委託会社の休業日に 該当することとなった時は変更になる場合があります。

- ハ、ユーロ円建て債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 二.米ドル/円為替レートの算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、当初為替算出や分配額判定日の日程、計算方法の変更等をすることがあり、また米ドル/円為替レートの代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人(引受金融商品取引業者等)が適切と判断する値であり、かつ委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。
- ホ.設定当初に組入れたユーロ円建て債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替を行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円建て債券の発行体の信用リスクが著しく高まった場合等、受益者のために必要と判断する時は、当該ユーロ円建て債券を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。
- へ. 市況動向、資金状況および特殊な状況の発生等によっては、上記の運用が行われない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引に限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)

に投資することを指図します。

- イ.株券または新株引受権証書
- 口.国債証券
- 八.地方債証券
- 二.特別の法律により法人の発行する債券
- ホ.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型 新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- へ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- ト.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- チ.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- リ.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- ヌ.コマーシャル・ペーパー
- ル.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同 じ。)および新株予約権証券
- ヲ.外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ.からル.までの証券または証書の 性質を有するもの
- ワ.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- カ.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- ヨ.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- タ.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもの をいい、有価証券に係るものに限ります。)
- レ.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- ソ.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)
- ネ.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- ナ.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ.外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

イ.預金

- 口.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 八.コール・ローン
- 二.手形割引市場において売買される手形
- ホ.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- へ.外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

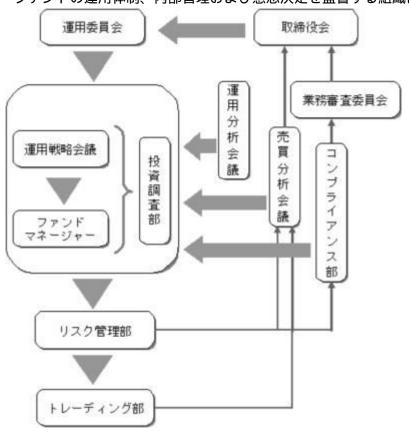
ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用

上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析
(月1回開催)	と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定し
	ます。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドラ
	イン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に
(月1回開催)	基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容につ
	いて検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づ
	き、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施
	計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分
	析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を
	行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリス
(月1回開催)	ク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを
	分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有
(月1回開催)	価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディ
	ング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を
	行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事
(原則月1回開催)	項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を
	取締役会へ報告します。
コンプライアンス部	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並び
(6名程度)	に検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指
(6名程度)	図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況
	の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に
	照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システム
	のコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検
	証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行いま
	す。
トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則
(7名程度)	等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果につい
	て最良執行の観点からの検証・分析を行います。

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき 事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成26年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎年1月17日、7月17日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

なお、第1計算期間は、ファンドの設定日から平成24年7月17日までとします。

a 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の利子・配当等収益のいずれか多い金額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が、目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払い

を開始します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除 きます。)にお支払いします。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5)【投資制限】

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、投資信託財産の 純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論 見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指 図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは 買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記 a の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ、投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 口.株式分割により取得する株券
 - 八.有償増資により取得する株券
 - 二.売出しにより取得する株券
 - ホ.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会 社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債 を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取 得可能な株券
 - へ.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株 予約権(上記ホ.のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の指図および目的

a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取

引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、

b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リ スクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および 公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 口.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える 額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

· 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に 伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をする ことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金 支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益 者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの 期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、 有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社 が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる 場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしく は証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受 託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託 者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株 式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該 株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被 り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金や保険と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の 皆さまに帰属します。

ファンドは、主に米ドル/円為替レートの水準に応じてクーポンが決定される仕組みをもつ単一のユーロ円建て債券を投資対象としますので、組入れたユーロ円建て債券の発行体の破綻や財務状況の悪化、国内金利の上昇、米ドル/円為替レートの下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

なお、ファンドは満期償還までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託 期間中の換金による売買差益の追求等には適しておりません。

< 償還時に投資元本を毀損するリスク >

信用リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券の発行体が債務不履行に陥った場合、ファンドの最大 損失の要因となります。また発行体の信用度が著しく低下した場合等に委託会社の判断により ユーロ円建て債券の途中売却や銘柄入替えを行った場合には、ファンドが目標とする投資成果 を達成することが困難になるとともに、ユーロ円建て債券の売却や入替えに伴う損失の発生等 により、ファンドの償還価額は投資元本を下回ることがあります。

制度変更に伴うリスク

将来において法令、税制、会計制度の変更等により、組入れたユーロ円建て債券が早期償還となった場合等には、ファンドの償還価額は投資元本を下回ることがあります。

<信託期間中の基準価額変動リスク>

価格変動リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、発行体の財務状況の悪化、国内金利の上昇、米ドル/円為替レート等の要因によって価格が下落することがあります。ユーロ円建て債券の価格の下落の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

途中換金リスク

平成24年3月から平成28年12月までの各月10日(休業日の場合は翌営業日)及び特別な事由 (投資者死亡など)による換金の場合を除き換金できません。なお適用される換金価額は、組入債券の売却価格(時価)に基づいて算出されるため、投資元本を下回る水準となる可能性があります。

設定直後、またはその後の信託期間中にファンドに大きく影響を与えるような市況環境の急変があった場合、その後の基準価額に大きく影響を与える可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、及び有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合にはユーロ円建て債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

銘柄集中リスク

ファンドは、単一のユーロ円建て債券を高位に組入れ、組入れたユーロ円建て債券の銘柄入替えを行わないことを原則とします。したがって、ファンドの基準価額は、複数の銘柄に分散投資する投資信託に比べ、投資するユーロ円建て債券の価格の変動の影響を大きく受けます。

流動性リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、市場混乱等があった場合、発行体の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却できなくなることや、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

米ドル/円為替レートの変動リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、米ドル/円為替レートの影響を受けますので、為替相場の変動の影響を受けることになります。したがって、為替相場の変動に伴い、ファンドの基準価額が下落することがあります。また、ファンドは投資するユーロ円建て債券の性質上、大幅な円安米ドル高になった場合であっても、そのメリットを享受できません。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、日々投資信託財産から信託報酬を支払う他、設定日に信託報酬の一部を支払い、 決算時に目標分配額の支払いを目指します。信託報酬及び目標分配額は、純資産から支払われ ますので、これらの支払い後は純資産が減少することとなり、基準価額が下落する要因となり ます。なお、設定日に投資信託財産中から支払われた信託報酬は、途中換金された場合でも投 資信託財産に返戻されません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金の水準は、必ずしも計算期間にお けるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ ファンドが目標とする分配額、償還価額等は、設定当初に組入れるユーロ円建て債券の利払い や償還等が予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配額、償還価額等を保証するもの ではありません。また、ファンドの運営やユーロ円建て債券の取引コスト等で予想外の費用が 発生した場合には、ファンドが目標とする分配額、償還価額等が確保されない可能性がありま す。
- ・ 各計算期間において大量の途中換金の申込を受付けた場合には、目標とする分配額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- ・ 信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円建て債券の発行体の信用状況の著しい悪化 もしくは債務不履行等があり、当該ユーロ円建て債券を全て売却し、ファンドの運用の基本方 針に沿った運用ができなくなる場合、または当該ユーロ円建て債券が法令あるいは税制の変更 等により早期償還となる場合等、真にやむを得ない事情が生じた場合は、信託を終了させま す。この場合、ファンドの基準価額は投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- ・ 米ドル/円為替レートの算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の 発行条件に則して、当初為替算出や分配額判定日の日程、計算方法の変更等をすることがあ り、また米ドル/円為替レートの代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人(引受 金融商品取引業者等)が適切と判断する値であり、かつ委託会社が適切と判断する値を使用す ることがあります。
- ・ 申込期間中の市況環境等の変動により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断した場合、募集額が少額で設定に支障をきたすと委託会社が判断した場合等には、設定を中止することがあります。
- ・ ファンドは、信託報酬の一部として販売会社への手数料相当額が設定日に投資信託財産から支払われるため、設定日の基準価額は投資元本を下回ることが予想されます。また、設定日に投資信託財産中から支払われた販売会社への手数料相当額は、一部解約または繰上償還があった場合でも投資信託財産に返戻されません。

<投資リスクに対する管理体制>

・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等 運用のリスク管理に関する事項を決定します。

EDINET提出書類

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規 程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関す る事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。 運用の指図に関する帳票の確認 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認 その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして 適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンス チェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は 適正性について確認を行います。

・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析 会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入 状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドの申込期間は、平成24年1月12日から平成24年1月27日まででした。 申込期間中の申込手数料に関する事項は以下のとおりです。

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

ただし、換金時には、1口当たり解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の元本総額に年率0.4644%(税抜0.43%)を乗じて得た額と、設定日の投資信託財産の元本総額に2.10%(税抜2.00%)を乗じて得た額(設定日に投資信託財産中から支弁しました。消費税率は5%です。)の合計額となります。

信託報酬の配分

計算期間を通じて毎日計上される信託報酬は、「委託会社」、及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額 年率0.4644% (税抜0.43%) 内 委託会社 年率0.432% (税抜0.40%) 内 受託会社 年率0.0324% (税抜0.03%)

信託報酬の支払い時期

計算期間を通じて毎日計上される信託報酬は、毎計算期間の末日に、当該計算期間末の受益 権口数に対応する金額を、ならびに投資信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一 部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の元本総額に年率 0.0108%(税抜0.01%)を乗じて得た額とし、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投 資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者に対する課税

収益分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率		
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)		
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)		

法人受益者に対する課税

収益分配金ならびに償還時及び解約時の元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率		
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)		
平成50年1月1日以降	15%(所得税15%)		

その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめ いたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを 取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成26年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成26年 2月28日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を 四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
社債券	アメリカ	6,252,568,880	96.78
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		208,239,412	3.22
合計(純資産総額)		6,460,808,292	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	社債券	MORGAN S TANLEY20 170111	6,259,454,280	100.00	6,259,454,280	99.89	6,252,568,880	0	2017年 1 月11日	96.78

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
社債券	96.78
合計	96.78

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総	総額(円)	基準価 (1口当	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成24年 7月17日)	6,069,363,811	6,122,076,548	0.9211	0.9291
第2期計算期間末 (平成25年 1月17日)	6,489,193,330	6,541,897,827	0.9850	0.9930
第3期計算期間末 (平成25年 7月17日)	6,363,950,074	6,416,025,771	0.9776	0.9856
第4期計算期間末 (平成26年 1月17日)	6,471,939,895	6,523,358,792	1.0069	1.0149
平成25年 2月末日	6,506,691,024		0.9878	
3月末日	6,491,555,337		0.9856	
4月末日	6,510,364,685		0.9888	
5月末日	6,455,038,991		0.9817	
6月末日	6,360,734,930		0.9761	
7月末日	6,387,044,225		0.9812	
8月末日	6,408,812,772		0.9850	
9月末日	6,427,452,026		0.9891	
10月末日	6,474,341,365		1.0014	
11月末E	6,478,098,271		1.0053	
12月末日	6,516,988,772		1.0134	
平成26年 1月末日	6,472,122,996		1.0070	
2月末日	6,460,808,292		1.0095	

【分配の推移】

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	平成24年 1月31日~平成24年 7月17日	0.0080円
第2期計算期間	平成24年 7月18日~平成25年 1月17日	0.0080円
第3期計算期間	平成25年 1月18日~平成25年 7月17日	0.0080円
第4期計算期間	平成25年 7月18日~平成26年 1月17日	0.0080円

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	平成24年 1月31日~平成24年 7月17日	7.1
第2期計算期間	平成24年 7月18日~平成25年 1月17日	7.8
第3期計算期間	平成25年 1月18日~平成25年 7月17日	0.1
第4期計算期間	平成25年 7月18日~平成26年 1月17日	3.8

(注)収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	6,606,092,247	17,000,000
第2期計算期間	0	1,030,000
第3期計算期間	0	78,600,000
第4期計算期間	0	82,100,000

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの申込期間は、平成24年1月12日から平成24年1月27日まででした。申込期間中の申込(販売)手続等は、以下のとおりとなっております。

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日に行うことができます。

申込期間中の市況環境等の変動により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断 した場合、募集額が少額で設定に支障をきたすと委託会社が判断した場合等には、設定を中 止することがあります。設定が中止された場合の購入代金の返却の取扱い等、詳細につきま してはお申込の販売会社にご確認下さい。

取得申込手続

取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権について投資信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券報告書(内国投资信託系統計算)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 発行価格は、1万口当たり1万円(1口当たり1円)とします。
- 申込手数料は、ありません。
- ・ 申込金額(1円×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払い下さい。申込金額の総額は、ファンドの設定日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込受付の中止及び取消

申込期間中の市況環境等によっては、取得申込を受付けない場合や取得申込の受付を中止することや、すでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

2【換金(解約)手続等】

解約申込受付日

平成24年3月から平成28年12月までの各月10日(休業日の場合は翌営業日)のみ解約請求 受付日として解約の申込みができます。その他の日は、換金できません。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

特別な事由による解約

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から次の 事由により、解約の請求があったときは、その請求に応じることができます。この場合におい て、委託会社は受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。

- 1. 受益者が死亡したとき
- 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5. その他1. から4. に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付と して取り扱います。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会 社に、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資 信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と 同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい て当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、9営業日目から販売会社を通じて お支払いします。

解約請求の受付の中止及び取消

取引所における取引の停止、決済機能の停止、多額の一部解約の実行の請求があり、今後の 運営に支障をきたすと委託会社が判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、解

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。

・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

ユーロ円建て債券の評価

ユーロ円建て債券は、原則として、取引した金融商品取引業者が提示する買取価額で評価します。

基準価額に関する照会方法

基準価額は毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214 ホームページ http://www.okasan-am.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成24年1月31日から平成29年1月17日までとします。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年1月18日から7月17日まで、7月18日から翌年1月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

投資信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、多額の一部解約の実行の請求があり、今後の運営に支障をきたすと委託会社が判断したとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円建て債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり、当該ユーロ円建て債券を全て売却し、ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる場合、または当該ユーロ円建て債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等、真にやむを得ない事情が生じた場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d cの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e cの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f cからeまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により 同意の意思表示をしたときには適用しません。また、bの規定に基づいてこの投資信託を解 約する場合、ならびに投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場 合であってcからeまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信 託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託 委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決 された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を 終了させます。

投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により 同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が 否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約ま たは重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信 託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、 「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間(原則として、毎年1月18日から7月17日まで、7月18日から翌年1月17 日までとします。)終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、 知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載し ます。

http://www.okasan-am.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株 式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラス ト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約(別の名称で同 様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売 会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販 売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容につ いて速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局 長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じ て受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、そ の権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除き ます。)にお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5営業 日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権 利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償 還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。) にお支払いしま す。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写 を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令 第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府 令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成25年 7月18日から平成26年 1月17日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2012-01

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第3期 (平成25年 7月17日現在)	第4期 (平成26年 1月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	244,460,197	249,650,281
社債券	6,186,723,576	6,289,101,059
未収入金	6,661,158	2,399,455
未収利息	329	335
その他未収収益		680,976
流動資産合計	6,437,845,260	6,541,832,106
資産合計	6,437,845,260	6,541,832,106
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	52,075,697	51,418,897
未払解約金	6,888,000	3,494,105
未払受託者報酬	1,017,883	1,021,174
未払委託者報酬	13,571,557	13,615,474
その他未払費用	342,049	342,561
流動負債合計	73,895,186	69,892,211
負債合計	73,895,186	69,892,211
純資産の部		
元本等		
元本	*1 6,509,462,247	*1 6,427,362,247
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	145,512,173	44,577,648
元本等合計	6,363,950,074	6,471,939,895
純資産合計	*3 6,363,950,074	*3 6,471,939,895
負債純資産合計	6,437,845,260	6,541,832,106

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	第3期 平成25年 1月18日 平成25年 7月17日	自 至	第4期 平成25年 7月18日 平成26年 1月17日
営業収益				
受取利息		74,674,537		73,716,970
有価証券売買等損益		56,521,983		181,802,960
その他収益		695,251		680,976
営業収益合計		18,847,805		256,200,906
受託者報酬		1,026,360		1,027,938
委託者報酬		13,684,615		13,705,694
その他費用		342,049		342,561
営業費用合計		15,053,024		15,076,193
営業利益又は営業損失()		3,794,781		241,124,713
経常利益又は経常損失()		3,794,781		241,124,713
当期純利益又は当期純損失()		3,794,781		241,124,713
期首剰余金又は期首欠損金()		98,868,917		145,512,173
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,637,660		384,005
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		1,637,660		384,005
分配金		*1 52,075,697		*1 51,418,897
期末剰余金又は期末欠損金()		145,512,173		44,577,648

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期 別	第4期 自 平成25年 7月18日 至 平成26年 1月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方	法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金 融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、又 は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期 間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合 理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価 法によって評価しております。
2.収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期	第4期
	(平成25年7月17日現在)	(平成26年 1月17日現在)
*1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数
	6,509,462,247[6,427,362,247
2.	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規 定する額 元本の欠損 145,512,173F	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損
*3.	当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
	1口当たりの純資産額 0.9776F	円 1口当たりの純資産額 1.0069円
	(10,000口当たりの純資産額 9,776円	(10,000口当たりの純資産額 10,069円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期		第4期			
自习	成25年 1月18日		自 平成25年 7月18日			
至平	成25年 7月17日		至 平成26年 1月17日			
*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程			
当ファンドの配当等収	当ファンドの配当等収益 A		当ファンドの配当等収益 A 74,397,			
額			額			
経費	В	15,053,024円	経費	В	15,076,193円	
差引配当等収益額	C=A-B	60,316,764円	差引配当等収益額	C=A-B	59,321,753円	

				1月1世証分割	17百十八四位 170 日 170	iāť:
当ファンドの当期末残存	₹ D	6,509,462,247□	当ファンドの当期末残存	享 D	6,427,362,247	\Box
受益権口数			受益権口数			
当ファンドの期中平均列	ŧΕ	6,563,919,389□	当ファンドの期中平均列	 ξE	6,468,747,961	\Box
存受益権口数			存受益権口数			
分配可能額	F=C*D/E	59,816,349円	分配可能額	F=C*D/E	58,942,224	円
10,000口当たり分配可能	€G=F/D*10,000	91円	10,000口当たり分配可能	と G=F/D*10,000	91	円
額			額			
10,000口当たり分配金額H		80円	10,000口当たり分配金額	ĮΗ	80	円
収益分配金金額	I=D*H/10,000	52,075,697円	収益分配金金額	I=D*H/10,000	51,418,897	刑

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

_						
		期	別	第3期		第4期
項	B			自 平成25年 1月18日		1 平成25年 7月18日
- -	B			至 平成25年 7月17日	至	至 平成26年 1月17日
1	. 金融商品に対する取組方針			当ファンドは証券投資信託であり、信託	同左	
				約款に規定する「運用の基本方針」に従		
				い、有価証券等の金融商品を投資対象と		
				して運用することを目的としておりま		
				す 。		
2	. 金融商品の内容及び当該金融	商品	315	当ファンドは、主として、売買目的の有	同左	
	係るリスク			価証券を保有しております。保有する有		
				価証券の詳細は、「(4)附属明細表」に		
				記載しております。これらは、価格変動		
				リスク、金利変動リスク、為替変動リス		
				ク等の市場リスク、信用リスク、カント		
				リーリスク及び流動性リスク等を有して		
				おります。その他、保有するコール・		
				ローン等の金銭債権及び金銭債務につき		
				ましては、信用リスク等を有しておりま		
				す 。		

		有価証券報告書(内国投資信託
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会にお	同左
	いて、運用に関する内規の制定及び改	
	廃、運用ガイドライン等運用のリスク管	
	理に関する事項の決定を行うほか、リス	
	ク管理部及びコンプライアンス部におい	
	て、「運用の指図に関する検証規程」に	
	基づき、投資信託財産の運用の指図につ	
	いて、法令、投資信託協会諸規則、社内	
	規程及び投資信託約款に定める運用の指	
	図に関する事項の遵守状況を確認してお	
	ります。また、運用分析会議における	
	ファンドの運用パフォーマンスの分析・	
	検証・評価や、売買分析会議における	
	ファンドの組入有価証券の評価損率や格	
	付状況、有価証券売買状況や組入状況の	
	報告等により、全社的に投資リスクを把	
	握し管理を行っております。	

2.金融商品の時価に関する事項

期月		第4期
項 目	(平成25年 7月17日現在)	(平成26年 1月17日現在)
1.貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全	同左
	て時価で評価しているため、貸借対照表	
	計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に	同左
	係る事項に関する注記」に記載しており	
	ます。この他、コール・ローン等は短期	
	間で決済され、時価は帳簿価格と近似し	
	ていることから、当該帳簿価格を時価と	
	しております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期	第4期
自 平成25年 1月18日	自 平成25年 7月18日
至 平成25年 7月17日	至 平成26年 1月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないた	
め、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

	第4期	
	自 平成25年 7月18日	
	至 平成26年 1月17日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1.元本の移動

第3期		第4期	
(平成25年 7月17日現在)		(平成26年 1月17日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定年月日	平成24年 1月31日	設定年月日	平成24年 1月31日
設定元本額	6,606,092,247円	設定元本額	6,606,092,247円
期首元本額	6,588,062,247円	期首元本額	6,509,462,247円
元本残存率	98.5%		97.2%

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第3期(自 平成25年 1月18日 至 平成25年 7月17日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	54,531,724
合計	54,531,724

第4期(自 平成25年 7月18日 至 平成26年 1月17日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額		
社債券	182,671,283		
合計	182,671,283		

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1.有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	MORGAN STANLEY20 170111	6,285,958,080	6,289,101,059	
	 	銘柄数:1	6,285,958,080	6,289,101,059	
		組入時価比率:97.2%		100.0%	
	合計			6,289,101,059	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年 2月28日現在)

資産総額	6,464,210,947円
負債総額	3,402,655円
純資産総額(-)	6,460,808,292円
発行済数量	6,400,262,247□
1 単位当たり純資産額(/)	1.0095円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。

受益者等に対する特典 該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると 判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(平成26年2月末日現在)

(1)資本金の額

10億円 2,600,000株

会社が発行する株式の総数 発行済株式の総数

825,000株

元十丁万1小工100万元以

なし

最近5年間における主な資本金の額の増減

(2)委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に 具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行い ます。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、 企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成26年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除く。)

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	157	11,769
追加型公社債投資信託	16	1,961
単位型株式投資信託	32	586
合計	205	14,316

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。 なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自平成24年4月1 日至平成25年3月31日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3)当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。 なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	期	別	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
科 目			金	額	金	額
(資産の部) 流動資産			千円	千円	千円	千円
現金預金 有価証券				5,829,748 3,298,206		6,106,221 3,199,988
未収委託者報酬 未収運用受託報酬 未収投資助言報酬				582,010 26,297 5,637		743,347 148,616 5,609

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				有価証券報告書(内国
前払費用		34,096		30,946
未収収益		264		121
繰延税金資産		63,345		59,846
その他の流動資産		865		2,899
				,
流動資産合計		9,840,470		10,297,596
 固定資産				
有形固定資産 *1		175,209		144,072
建物	36,865	,	30,613	,
器具備品	138,344		113,458	
無形固定資産	,	2,681		2,364
ソフトウェア	559	2,001	242	2,001
電話加入権	2,122		2,122	
投資その他の資産	_,	2,069,959	_,	3,268,958
投資有価証券	1,302,277	_,000,000	1,485,543	0,200,000
親会社株式	644,952		1,633,632	
長期差入保証金	150,350		138,067	
その他	29,225		29,225	
繰延税金資産	50,664			
貸倒引当金	17,510		17,510	
投資損失引当	11,010		,	
	90,000			
固定資産合計		2,247,851		3,415,395
資産合計		12,088,322		13,712,992

	期	別	前事	事業年度		業年度
			(平成24	4年3月31日)	(平成25	年3月31日)
科目			金	額	<u></u> 金	額
(負債の部)			千円	千円	千円	千円
流動負債						
預り金				9,102		20,437
前受投資助言報酬				2,423		
未払金				373,562		460,362
未払収益分配金			69		60	
未払償還金			3,795		3,795	
未払手数料			283,314		352,362	
その他未払金			86,383		104,144	
未払費用				244,251		277,360
未払法人税等				120,129		135,348
未払消費税等				24,817		41,206
賞与引当金				119,240		
流動負債合計				893,527		934,715
 固定負債						
退職給付引当金				103,572		253,736
役員退職慰労引当金				27,160		29,850
操延税金負債						329,085
資産除去債務				31,632		32,175
長期未払金						15,683
固定負債合計				162,365		660,531
負債合計				1,055,892		1,595,246
(純資産の部)						
株主資本						
資本金				1,000,000		1,000,000
				43/71		

				. ㅋㅋヸぃヸゖ゠ヾ゚
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,387,988		9,729,121
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,489,496		3,830,629	
株主資本合計		10,954,488		11,295,621
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		77,941		822,124
評価・換算差額等合計		77,941		822,124
) 純資産合計		11,032,429		12,117,745
負債純資産合計		12,088,322		13,712,992

(2)【損益計算書】

	期 別	前事第	美年度	当事	 詳業年度
		(自 平成 23年	年 4月 1日	(自 平成 2	24年 4月 1日
		至 平成 24年	年 3月 31 日)	至 平成 2	25年 3月 31 日)
科目		金	額	金	額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			9,376,702		9,375,527
運用受託報酬			46,228		172,528
投資助言報酬			18,232		17,281
営業収益計			9,441,163		9,565,338
営業費用					
支払手数料			5,120,825		5,049,257
広告宣伝費			197,828		245,879
公告費			1,861		250
受益権管理費			11,275		11,634
調査費			1,284,694		1,205,647
調査費		217,345		284,730	
委託調査費		1,067,349		920,917	
委託計算費			218,981		223,541
営業雑経費			224,765		224,886
通信費		46,975		48,257	
印刷費		166,251		152,770	
諸経費				12,246	
協会費		8,409		8,351	
諸会費		3,129		3,261	
営業費用計			7,060,232		6,961,096
一般管理費					
給料			1,106,058		1,230,336
役員報酬		124,707		153,361	
給料・手当		895,319		1,076,974	
賞与		86,032			
交際費			18,762		18,065
寄付金			39,015		41,841
旅費交通費			53,988		48,965
租税公課			18,505		22,377
不動産賃借料			200,615		193,493
賞与引当金繰入			119,240		

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

i	· ·	日川川万田口目(四日双貝口)
退職給付費用	23,022	152,263
役員退職慰労引当金繰入	4,790	5,870
固定資産減価償却費	44,407	36,468
諸経費	340,584	285,230
一般管理費計	1,968,991	2,034,913
営業利益	411,940	569,328

i .		前事	事業年度	当事	業年度
期	別		23年 4月 1日	(自 平成 24	
743	,,,,	至 平成 2	24年 3月 31 日)	至 平成 25	年 3月 31 日)
科 目		金	額	金	額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取配当金 *1			19,049		18,795
有価証券利息			4,056		3,326
受取利息			1,442		1,294
約款時効収入			131		13
賞与引当金戻入			45,004		17,239
雑益			45,964	-	365
営業外収益計			70,644		41,035
営業外費用 時効後返還金			1,550		962
信託財産負担金			327		795
固定資産除却損 *2			138		15
- 固定資産がが1点 - 雑損			47		35
営業外費用計			2,063		1,808
			_,000		.,000
経常利益			480,521		608,554
 特別利益					
投資有価証券売却益			30,950		54,630
投資有価証券償還益			,		30,325
特別利益計			30,950		84,955
特別損失					
投資有価証券売却					
損			32,200		
投資有価証券償還 損					32,247
投資有価証券評価					52,2 4 1
損 *3					32,860
貸倒引当金繰入			3,000		
特別損失計			35,200		65,108
税引前当期純利益			476,271		628,401
法人税、住民税及び		050 040		000 700	
事業税 法人税等調整額		252,318	220 200	280,782	054 000
法人税等調整額 当期純利益		23,951	228,366 247,904	26,513	254,268 374,132
二 知常化小1 正			241,904		3/4, 132

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	*************************************	1
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
₩ → 次 →	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金	1 000 000	1 000 000
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	4 202 202	4 000 000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	500 500	500 500
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期变動額		
当期変動額合計		
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期变動額		
当期変動額合計		
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,274,591	3,489,496
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	3,489,496	3,830,629
利益剰余金合計		
当期首残高	9,173,083	9,387,988
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	9,387,988	9,729,12
株主資本合計		0,120,12
当期首残高	10,739,583	10,954,488
当期受動額	10,739,303	10,334,400
ョ	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
コカルボイリ正		3/4, 13/

		有価証券報告書(内国投資
当期变動額合計	214,904	341,132
当期末残高	10,954,488	11,295,621
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	30,570	77,941
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
評価・換算差額等合計		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
純資産合計		
当期首残高	10,770,153	11,032,429
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	247,904	374,132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,370	744,183
当期変動額合計	262,275	1,085,315
当期末残高	11,032,429	12,117,745

[重要な会計方針]

1	. 有価証券の評価基準
	及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却 の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

15 年

器具備品

4~15 年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (3~5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

岡三アセットマネジメント株式会社(E12441)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務 期間以内の一定年数(5年)による定額法により発生の翌期から費 用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支 給見積額を計上しております。

4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま す。

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産につ いて、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[表示方法の変更]

従来、「投資助言報酬」については、営業収益の「運用受託報酬」に計上しておりましたが、当事業 年度より事業運営の実態をより適切に表示するために区分掲記しております。

[追加情報]

(退職給付引当金)

当社は、当事業年度より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に 行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費 に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制 度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当事業年度末 日において、23,521千円であり、その他未払金(流動負債)に7,837千円、長期未払金(固定負 債)に15,683千円を計上しております。

[注記事項]

(贷供过昭丰即区)

	(具值划照衣送)						
前事業年度				<u> </u>	事業年度		
(平成24年 3月31日)			(平成2	25年 3月31日)			
	*1 有形固定資産の減価償却累計額			*1 有形固定資産の減価償却累計額			
	建物	43,586 千円		建物		49,838	千円
	器具備品	133,977 千円		器具備品		160,968	千円

(損益計算書関係)

	前事業年	度		当事業年	度
	(自 平成 23年	4月 1日		(自 平成 24年	4月 1日
	至 平成 24年	3月 31 日)		至 平成 25年	3月 31 日)
*	1 各科目に含まれている	関係会社に対するもの	*1	各科目に含まれている	5関係会社に対するも
	は、次のとおりでありる	ます。		のは、次のとおりであ	ります。
	受取配当金	16,310 千円		受取配当金	16,310 千円

*2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

器具備品 138 千円

*2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

器具備品 15 千円

*3 投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。

投資先会社の財政状態及び業績等を勘案 した結果、投資有価証券評価損32,860千 円を特別損失として計上しております。 なお、当該評価損は過年度に計上してお りました投資損失引当金90,000千円の戻

入益と投資有価証券評価損122,860千円

を相殺したものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	825,000			825,000

(2)配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成23年3月31日効力発生日平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月26日配当の原資利益剰余金

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	825,000			825,000

(2)配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額33,000千円1株当たり配当額40円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月26日配当の原資利益剰余金

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、長期差入保証金はそのほとんどが当社の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社(委託者)が得られる報酬であり、未収であるものであります。また、未収運用受託報酬は投資一任契約の契約先から当社が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金(未払手数料)、未払法人税等であります。未払金(未払手数料)は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	

(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	
(4)未収運用受託報酬	26,297	26,297	
(5)投資有価証券	600,316	600,316	
(6)親会社株式	644,952	644,952	
(7)未払金(未払手数料)	283,314	283,314	
(8)未払法人税等	120,129	120,129	

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 時価 (千円) (千円)		差額 (千円)
(1)現金預金	6,106,221	6,106,221	(112)
(2)有価証券	3,199,988	3,199,988	
(3)未収委託者報酬	743,347	743,347	
(4)未収運用受託報酬	148,616	148,616	
(5)投資有価証券	936,443	936,443	
(6)親会社株式	1,633,632	1,633,632	
(7)未払金(未払手数料)	352,362	352,362	
(8)未払法人税等	135,348	135,348	

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金(未払手数料)、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券、(6)親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する 価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関す る事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	701,961	549,100
長期差入保証金	150,350	138,067

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金預金	5,829,748			
未収委託者報酬	582,010			
未収運用受託報酬	26,297			
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの				Ì	
その他	3,298,206	397,716	2,960		
合計	9,736,262	397,716	2,960		

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金預金	6,106,221			
未収委託者報酬	743,347			
未収運用受託報酬	148,616			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,199,988	568,739	4,720	
合計	10,198,173	568,739	4,720	

(有価証券関係)

1. その他有価証券 前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	(単位:千円) 差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも				
ななる。	(1)株式	733,260	605,961	127,298
	(2)債券	•		,
	国債・地方債等 社債 その他	2,718,551	2,718,501	49
	(3)その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない				
もの	(1)株式 (2)債券	9,035	12,350	3,315
	国債・地方債等 社債 その他	579,654	579,678	23
	(3)その他	290,205	302,044	11,839
	小計	878,895	894,073	15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 701,961千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

種類 貸借対照表 取得原価 差額 計上額

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも			رعبيبهما دا	
Ø	(1)株式	1,893,815	618,311	1,275,503
	(2)債券			
	国債・地方債等 社債	2,699,445	2,698,898	546
	その他			
	(3)その他	341,998	291,226	50,772
	小計	4,935,258	3,608,436	1,326,822
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない				
もの	(1)株式			
	(2)債券			
	国債・地方債等	299,853	299,880	27
	社債			
	その他			
	(3)その他	534,951	587,088	52,136
	小計	834,804	886,969	52,164
	合計	5,770,063	4,495,405	1,274,658
			<u> </u>	

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 549,100千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	売却額	売却益の 合計額	(単位:十円) 売却損の 合計額
(1)株式			
(2)債券 国債・地方債等			
社債			
その他			
(3)その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

		((単位:千円)
種類	売却額	売却益の	売却損の
		合計額	合計額
(1)株式	84,630	54,630	
(2)債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3)その他			
_ 合計	84,630	54,630	

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は当事業年度より大幅な変更を行い、確定拠出年金制度(証券総合型DC岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務(千円)	103,572	429,752
(1)年金資産(千円)		205,027
(2)退職給付引当金(千円)	103,572	253,736
(3)未認識数理計算上の差異(千円)		29,011

(注)当社は前事業年度においては、退職給付債務の算定方法を簡便法により計算する方法によっておりましたが、当事業年度から原則法により計算する方法へ変更しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注)1	16,397	40,010
(2)利息費用(千円)		4,812
(3)原則法への変更による費用処理額(千円)		87,114
(注)2		
(4)期待運用収益(千円)		616
(5)数理計算上の差異の費用処理額(千円)		10,118
(6)退職給付費用(千円)	16,397	141,437
(7)その他(千円)(注)3	6,625	10,825

- (注)1.前事業年度は簡便法を採用しており、退職給付費用は「(1)勤務費用」に計上しております。
 - 2.当事業年度の期首において、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更したことにより生じたものであり、一般管理費として一括費用処理しております。
 - 3.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

(2)割引率

(=) H331—	
前事業年度	当事業年度
(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
	0.99%

(3)期待運用収益率

前事業年度	当事業年度
(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
	0.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(税効果会計関係)

(1808/05/12/24/18010.)	
前事業年度	当事業年度
(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内 訳	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内 訳

			ソトマネングント休式	,
妈对玛人次立		1	养報告書(内国投資信記 	托受益証券)
繰延税金資産 賞与引当金	45 244 TM	繰延税金資産	千円 1	
	45,311 千円 36,768 千円	賞与引当金	90,076 千円	
退職給付引当金		退職給付引当金		
役員退職慰労引当金	9,641 千円	役員退職慰労引当金	10,596 千円	
ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	
貸倒引当金	6,216 千円	貸倒引当金	6,216 千円	
その他有価証券評価差額金	5,674 千円	その他有価証券評価差額金	19,211 千円	
投資有価証券評価損	3,002 千円		3,002 千円	
未払広告宣伝費	29,217 千円		42,193 千円	
投資損失引当金	31,950 千円		千円	
資産除去債務	11,229 千円	資産除去債務	11,422 千円	
その他	18,184 千円	その他	24,324 千円	
繰延税金資産の合計	200,427 千円	繰延税金資産の合計	210,276 千円	
繰延税金負債 		操延税金負債 		
負ののれん償却額	28,908 千円	負ののれん償却額	千円	
その他有価証券評価差額金	48,445 千円		471,745 千円	
その他	9,063 千円	•	7,770 千円	
繰延税金負債の合計	86,417 千円	繰延税金負債の合計	479,516 千円	
繰延税金資産の純額	114,009千円	操延税金資産の純額	269,239千円	
2.法定実効税率と税効果会計適用後の		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の		
との差異の原因となった主な項目別の 法定実効税率	いられ 41.0%	との差異の原因となった主な項目別 法定実効税率	38.0%	
	41.0%		30.0%	
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項	8.1%	(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項	3.9%	
文际員等小人に損並に昇八さればい項	0.1%	文际員等水人に摂並に昇入されない項 目	3.9%	
受取配当金等永久に益金に算入されな	2.0%	□ 受取配当金等永久に益金に算入されな	2.4%	
い項目		1/項目		
住民税均等割等	0.5%	住民税均等割等	0.4%	
税率変更による期末繰延税金資産の	4.1%	税率変更による期末繰延税金資産の		
減額修正	0.7%	減額修正		
還付法人税等	2.7%	還付法人税等		
その他	1.1%	その他	0.6%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5%	
3.法定実効税率の変更による繰延税金額 負債の修正	資産及び繰延税金			
「経済社会の構造の変化に対応した私				
ための所得税法等の一部を改正する法律				
律第114号)及び「東日本大震災からの役割を実施するために必要な財源の確保に				
│ を実施するために必要な財源の確保に │ 法」(平成23年法律第117号)が平成23				
法](十成23年法律第117号)が十成23 され、平成24年4月1日以降に開始する				
税率等が変更されることとなりました。				
成24年4月1日に開始する事業年度から				
明朴士之事光左安东地明后为八字初兴4	V = 1	I .		

千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ 増加しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額

開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時 差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算 に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成 27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込 まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金 負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に

(繰延税金負債の金額を控除した金額)は12,842千円減 少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476

(資産除去債務関係)

変更しております。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年~31年と見積り、割引率は1.404%~2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
期首残高(千円)	10,933	31,632
有形固定資産の取得に伴う増加額(千	20,282	
円)		
時の経過による調整額(千円)	416	543
期末残高(千円)	31,632	32,175

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1)報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。 報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略 しております。

- (2)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省 略しております。
- (3)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4)報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項) 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証 券 株式会 社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱 役員の出向 4名	支払手数料 の支払 (注2)	3,450,056	未払手数料	181,880

- (注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数 料の支払 (注2)	3,109,435	未払手数料	201,400

- (注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度		
(自 平成 23年 4月	1日	(自	平成 24年	4月 1日
至 平成 24年 3月	31 日)	至	平成 25年	3月 31 日)
1株当たり純資産額	13,372円64銭	1株当たり純資産	額	14,688円17銭
1株当たり当期純利益金額	300円49銭	1株当たり当期純	利益金額	453円49銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
当期純利益 (千円)	247,904	374,132
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	247,904	374,132
普通株式の期中平均株式数(株)	825,000	825,000
2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎	は、以下のとおりです。	
	**	以未来在京
	前事業年度	当事業年度
	前事業年度 (平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)		
純資産の部の合計額(千円) 純資産の部から控除する合計額(千 円)	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
純資産の部から控除する合計額(千	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

			期	別		当中間会計期 (平成25年9月3		
科	目				注記 番号	金	額	
(資産	の	部)						千円

	1	有価証
流動資産		7 550 000
現金及び預金		7,553,633
有価証券		1,799,775
未収委託者報酬		914,976
未収運用受託報酬		7,540
未収投資助言報酬		13,506
繰延税金資産		31,071
その他流動資産		54,291
流動資産合計		10,374,794
固定資産		
有形固定資産	* 1	136,138
無形固定資産		5,664
投資その他の資産		3,808,801
投資有価証券		3,658,869
その他		167,441
貸倒引当金		17,510
固定資産合計		3,950,604
資産合計		14,325,398
(負債の部)		14,323,390
流動負債		6 426
預り金		6,436
前受運用受託報酬		3,140
未払金		577,345
未払収益分配金		53
未払償還金		3,795
未払手数料		442,325
未払事業所税		2,377
その他		128,794
未払法人税等		244,643
その他流動負債		203,955
流動負債合計		1,035,522
固定負債		
退職給付引当金		232,559
役員退職慰労引当金		33,020
繰延税金負債		373,197
資産除去債務		32,452
その他固定負債		7,838
固定負債合計		679,067
負債合計		1,714,589
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		566,500
資本準備金		566,500
利益剰余金		10,158,618
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		9,978,788
別途積立金		5,718,662
		4,260,126
株主資本合計		
│ 株工員本占司 │評価・換算差額等		11,725,118
		005 000
その他有価証券評価差額金		885,690
評価・換算差額等合計		885,690
純資産合計		12,610,808
負債・純資産合計		14,325,398

中間損益計算書

	期	別		当中間会計期間
				(自 平成 25年4月 1日
				至 平成 25年9月30日)
科目			注記 番号	金額
				千円
営業収益 委託者報酬				6,020,517

15,294 7,520 6,043,332
6,043,332
4,294,264
1,082,572
666,495
74,842
276
741,061
741,061
240,617
37,945
462,497

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

目中间会計期间(目 平成25年4月1日 至 平成25年9月、	30日)
	(単位:千円)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	566,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	566,500
資本剰余金合計	
当期首残高	566,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	566,500
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	179,830
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	179,830
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,718,662
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	5,718,662
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,830,629
当中間期変動額	•
剰余金の配当	33,000
中間純利益	462,497

	四二 ア
	有価詞
当中間期変動額合計	429,497
当中間期末残高	4,260,126
利益剰余金合計	
当期首残高	9,729,121
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	462,497
当中間期変動額合計	429,497
当中間期末残高	10,158,618
株主資本合計	
当期首残高	11,295,621
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	462,497
当中間期変動額合計	429,497
当中間期末残高	11,725,118
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	822,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	63,565
当中間期変動額合計	63,565
当中間期末残高	885,690
評価・換算差額等合計	
当期首残高	822,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	63,565
当中間期変動額合計	63,565
当中間期末残高	885,690
—————————————————————————————————————	
当期首残高	12,117,745
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	462,497
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	63,565
当中間期変動額合計	493,063
当中間期末残高	12,610,808
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券
	その他有価証券
	時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法
	(評価差額は全部純資産直入法により処
	理し、売却原価は、原則として総平均
	法により算定)
	時価のないもの …原則として総平均法による原価法ないし
	償却原価法(定額法)

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法により償却しております。なお、主な耐用年数 は以下のとおりです。

> 建 物 ... 8 ~ 15年 器具備品 ... 4 ~ 15年

無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の 平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法 により発生の翌期から費用処理することとしておりま す。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4.その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(*1) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、221,547 千円 であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1.(*1)減価償却実施額

有形固定資産 14,324 千円 無形固定資産 400 千円

2.(*2)営業外収益の主要なもの

有価証券利息979 千円受取配当金62,749 千円広告宣伝費負担金10,000 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	825,000株			825,000株

2.配当に関する事項

平成25年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額1株当たり配当額基準日対力発生日33,000千円40円平成25年3月31日平成25年6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	7,553,633	7,553,633	
(2)有価証券	1,799,775	1,799,775	
(3)未収委託者報酬	914,976	914,976	
(4)未収運用受託報酬	7,540	7,540	
(5)投資有価証券	3,658,869	3,658,869	
(6)親会社株式	1,668,744	1,668,744	
(7)未払金(未払手数料)	442,325	442,325	
(8)未払法人税等	244,643	244,643	

(注1)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金(未払手数料)、
- (8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券、(6)親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券 に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	
非上場株式	549,100	
長期差入保証金	138,216	

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

1. その他有価証券 (単位:千円)

	種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	1,988,126	618,311	1,369,814
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	1,499,853	1,499,789	63
	(3)その他	602,801	510,226	92,575
	小計	4,090,780	2,628,327	1,462,453
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	国債・地方債等 社債 その他	299,922	299,942	20
	(3)その他	518,841	608,109	89,268
	小計	818,763	908,052	89,288
	合計	4,909,543	3,536,379	1,373,164

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 549,100千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首 32,175千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 - 千円 時の経過による調整額 <u>276千円</u> 当中間会計期間末残高 32,452千円

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及 び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグ メントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報 告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグ メントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しており ます。

2. 関連情報

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超え るため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略して おります。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える ため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) 該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1株当たり純資産額

15,285円82銭

1株当たり中間純利益金額

560円60銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないた め記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額(千円)

12,610,808

純資産の部から控除する合計額(千円)

普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)

12,610,808

1株当たり純資産額の算定上に用いられた

825,000

中間期末の普通株式の数(株)

1株当たり中間純利益算定上の基礎

中間純利益金額(千円) 462,497

うち普通株主に帰属しない金額(千円)

普通株式に係る中間純利益金額(千円)462,497普通株式の期中平均株式数(株)825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

平成25年9月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」(資本金の額は、平成25年9月末日現在)

名称	資本金の額(百万円)	事業の内容
株式会社 十六銀行	36,839	
株式会社 中京銀行	31,844	銀行法に基づき銀行業を営 んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000	
東京海上日動火災保険株式会社	101,994	保険業法に基づき損害保険 業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。 投資信託財産の保管、管理及び計算 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。) 該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

EDINET提出書類 岡三アセットマネジメント株式会社(E12441) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

平成25年10月10日

有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川正文 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月6日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 助川正文 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2012-01」の平成25年7月18日から平成26年1月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2012-01」の平成26年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

岡三アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

、当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。